

固定資産税の課税誤りについて

平成 30 年 3 月 28 日 (水)

○課税誤りの内容等

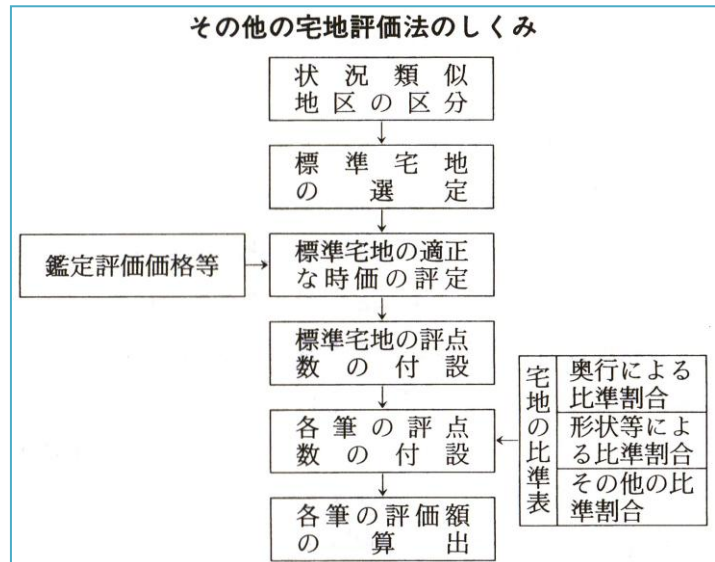
宮代町では、「その他の宅地評価法」に基づき市街化調整区域の宅地評価を行っていましたが、これまでの評価において、その一部（宅地の比準表による奥行等の補正）が適用されていなかったことが判明しました。

現在、補正対象となる画地の確認作業を進め、過徴収となっている納税者数や画地数等が概ね整理できましたので、お知らせします。

今回の評価誤りの是正について

では、現在、平成 30 年度の課税の適正化に向けたデータ修正作業を最優先で進めています。なお、これまでの過徴収分については、法令等に従って、該当する納税者への還付手続きを（平成 30 年 4 月以降）速やかに進めていきます。

また、国民健康保険税についても、資産割を適用していた平成 28 年度分以前の課税について過徴収が生じるため、該当する納税者への還付手続きを併せて進めていきます。



○過徴収となっている納税者数及び固定資産税額等（見込）

税目	納税者数	画地数 (筆数)	過徴収額	一人当たり 過徴収額の平均
固定資産税	1, 121人	1, 487画地 (2, 157筆)	約 520 万円/年	約 4,600 円/年

※上記は H29 度分の過徴収額等（見込）です。過徴収金の総額は現時点で積算できていません。

※国民健康保険税は、338 人が該当する見込みであり、固定資産税の過徴収額が確定した段階で再積算します。